

高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、本市が競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又は政令第167条の10の2第2項の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする場合の手続き（以下「低入札価格調査制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

また、本制度運用のため低入札価格調査制度審査会（以下「審査会」という。）を設け、落札者の決定等の必要な処理を行うこととする。

第2 対象工事

この要領は、本市が競争入札により請負契約を締結しようとする建設工事のうち、高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領に規定する総合評価落札方式によるものについて適用する。

低入札価格調査制度による入札（以下「低入札」という。）において、調査基準価格（第3を参照。）を下回る額の入札をした者（以下「低入札者」という。）を低入札価格調査制度の対象として扱う。

第3 調査基準価格

低入札価格調査制度を適用する建設工事の競争入札においては、入札ごとに、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

調査基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の設計金額に係る算定式により算出した額の千円未満を切り捨てたものとする。ただし、その額が予定価格の95%を超える場合にあつては、95%の額とし、予定価格の80%に満たない場合にあつては、80%の額とする。

また、各号の算定において、費目ごとに算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、費目ごとに1円未満の端数を切り上げる。

(1) (2) 又は (3) 以外の工事の場合

$$\begin{aligned} \text{調査基準価格} &= \text{直接工事費の97\%} + \text{共通仮設費の90\%} \\ &\quad + \text{現場管理費の90\%} + \text{一般管理費等の68\%} \end{aligned}$$

(2) 建築、建築物に係る電気（電気通信を含み、(3)に該当するものを除く）、管又は消防施設工事の場合

$$\begin{aligned} \text{調査基準価格} &= (\text{直接工事費} - \text{直接工事費の10\%}) \text{の97\%} + \text{共通仮設費の90\%} \\ &\quad + (\text{現場管理費} + \text{直接工事費の10\%}) \text{の90\%} + \text{一般管理費等の68\%} \end{aligned}$$

- (3) 下水関連施設、ごみ処理施設、農業用排水機場及び雨水等（内水）排水機場等に係る機械、鋼構造、電気（電気通信を含む）設備工事（土地改良施設維持管理適正化事業の適用工事を除く。）

※下水関連施設、農業用排水機場及び雨水等（内水）排水機場の建物の電気設備工事については、（2）に該当する。

調査基準価格＝機器費の90.7%＋直接工事費の97%＋共通仮設費の90%＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費）の90%＋一般管理費等の68%

第4 失格基準価格

調査基準価格を定めた建設工事については、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとし、入札時にすべての低入札者から徴取した工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等又は機器費のいずれかが次の各号に掲げる基準（以下「失格基準」という。）に該当した場合、当該低入札者は失格とする。

なお、失格基準相当額を算定する場合においては、端数処理は行わず、円単位で単純に比較するものとする

- (1) 工事費内訳書の直接工事費が当該入札案件の設計書における直接工事費の90%未満であること。
- (2) 工事費内訳書の共通仮設費が当該入札案件の設計書における共通仮設費の80%未満であること。
- (3) 工事費内訳書の現場管理費が当該入札案件の設計書における現場管理費の80%未満であること。
- (4) 工事費内訳書の一般管理費等が当該入札案件の設計書における一般管理費等の30%未満であること。
- (5) 工事費内訳書の機器費が当該入札案件の設計書における機器費の81%未満であること。

第5 調査基準価格及び失格基準相当額算定の特例

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事にあつては、調査基準価格及び失格基準相当額の算定を次のとおり行う。

なお、一般競争入札公告における失格基準の記載においては、次の各号の区分により失格該当の有無を判断する旨を明記するものとする。

(1) 直接工事費

直接製作費及び直接工事費の合計額であり、調査基準価格は各々に第3各号の比率（以下「基準比率」という。）を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に90%を乗じて得た額で比較する。

(2) 共通仮設費

間接労務費及び共通仮設費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に80%を乗じて得た額で比較する。

(3) 現場管理費

工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に80%を乗じて得た額で比較す

る。

(4) 一般管理費等

工場製作及び工事現場の区分なく、工事全体としての一般管理費等が算定されるものであり、調査基準価格は基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は30%を乗じて得た額で比較する。

第6 施工体制評価

低入札者があった入札においては、入札参加者全員（第4の規定により失格となった者及び入札参加申請時に第11の低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を辞退しており、低入札者となったため失格となった者及び失格基準該当の有無の調査（以下「失格調査」という。）において失格となった者は除く。）に関して、別記に定めるところにより、工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

(1) 品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な施工が実現されるか、積算根拠に資材発注業者、下請業者等の見積価格が適正に反映されているかを評価する。

評価対象経費は、直接工事費及び共通仮設費とする。

(2) 施工体制確保の確実性

当該入札価格における積算内容で、工事現場就労者、資材発注業者及び下請業者等にしわ寄せが及ぶことのない施工体制がどの程度確保できるかを評価する。

評価対象経費は、現場管理費及び一般管理費等とする。

第7 調査基準価格及び失格基準価格の記載

調査基準価格及び失格基準価格を定めた場合は、当該調査基準価格及び失格基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

第8 入札参加者への周知

低入札価格調査制度を適用するときは、適用工事の入札公告により、本要領の対象工事であることを明示するものとする。

第9 低入札価格調査の辞退

入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書において、開札の結果自らが低入札者となった場合は低入札価格調査を受けることをあらかじめ辞退できるものとする。入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している入札参加者が、開札の結果低入札者となった場合は、その時点で失格となるものとする。

第10 入札の執行

低入札者がある入札においては、入札結果を保留とし、入札時にあらかじめ提出されている工事費内訳書により、失格調査、失格基準に該当しない低入札者に対する調査（以下「低入札調査」という。）及び第6の施工体制評価（以下「施工体制評価」という。）を行う。第11の4の審査において契約締結が可とされた者のうち、評価値が最も高い者（以下「最高評価値

者」という。)を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。

また、最高評価値者となるべき者が2以上あるときは、くじにより最高評価値者を決定する。

第11 低入札価格調査の実施

1 失格調査

(1) 入札時に低入札者(入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している者は除く。以下同じ。)から提出された工事費内訳書に基づき、開札のあった日から3日(開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日を含む。)以内に失格調査を行う。

(2) 失格調査において、次のいずれかに該当する者は、審査会の審査に付すことなく、高知市建設工事指名停止措置要綱(以下、「指名停止措置要綱」という。)で定める指名停止措置を伴わない失格とし、当該失格者には、入札失格通知書(様式1)により通知する。

① 失格基準に該当する者

② 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の総合計額が入札書記載金額と一致しない者

③ 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等のいずれかの合計額に記載誤りがある者

④ 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等のいずれかの明示がない者

2 低入札調査

(1) 低入札者には、別表1に定める低入札価格調査資料及び誓約書(様式2)を3日(開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日は含まない。)以内に提出させることとし、様式3により通知する。

(2) 失格基準に該当しない低入札者は、(1)の提出期限までに、辞退書(様式3の2)により低入札調査の辞退を申し出ることができる。

(3) 失格基準に該当しない低入札者が次のいずれかに該当する場合は、その時点で調査を中止する。この場合においては、低入札調査資料は徴取せず、審査会の審査にも付さないものとし、①に該当するときは、当該低入札者は指名停止措置を伴わない失格とする。

① (2)の規定により辞退書(様式3の2)を提出し、低入札調査の辞退を申し出た場合

② 当該低入札者の施工体制評価について、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなき。

(4) 低入札調査の内容は別表1のとおりとし、事情聴取を行う。(事情聴取は、契約課長、技術監理課長並びに工事担当課長のほか、契約課長が必要と認めた職員をもって、高知市低入札価格調査マニュアルに基づき、実施する。)

(5) 調査結果は低入札審査表(様式4)にとりまとめ、審査会の審査に付する。

3 施工体制評価

第6により決定する。

4 審査会の審査

(1) 第11の規定による事情聴取を実施した場合は、その内容をもとに調査対象者と契約するか否かを審査し決定するため、審査会を設置する。

(2) 審査会は、施工体制評価を決定するとともに、低入札調査が2の(3)の規定により中止となったときを除いて、低入札者について契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合には、第12に基づき失格を決定する。

(3) 施工体制評価及び審査の結果に基づき、失格となった者を除いた最高評価値者を、事後審査方式による案件においては落札候補者として選定し、事前審査方式による案件においては落札者として決定する。

(4) 審査会は、審査の結果について次により通知する。

① 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる者がある場合は、事前審査方式による案件においては落札決定を行い、落札者には様式5により、その他の入札参加者には様式6により通知する。

② 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、失格とする場合は、様式7によりその旨を通知する。

低入札者全員が失格となり、調査基準価格以上、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した者がある場合は、その者のうち最高の評価値で入札した者を事前審査方式による案件においては落札者として決定し、落札者には様式5により、その他の入札参加者には様式6により通知する。

③ 入札参加者全員が低入札者であり、審査の結果、すべてが失格となったときは、当該入札は中止となることから、入札参加者全員に対して様式8によりその旨を通知する。

④ 審査結果の概要は、落札者が決定した後に様式9により公表する。

⑤ 事後審査方式による案件において、契約の内容に適合した履行がされると認める場合は、落札候補者として選定し、入札参加資格及び総合評価落札方式に係る評価値の確認が得られた場合、落札決定を行う。落札者には様式5により、その他の入札参加者には様式6により通知する。

第12 低入札価格調査制度審査会における審査基準

1 指名停止措置を伴う失格

審査会の審査の結果、次の(1)から(9)までのいずれかに該当するとされた場合は失格とし、その者を指名停止措置要綱の定めるところにより指名停止とする。

共同企業体による入札参加において、次の(1)から(9)までのいずれかに該当して失格となったときは、当該共同企業体構成員全員を指名停止措置の対象とする。ただし、当該共同企業体構成員のうち特定の構成員のみが、次の(7)から(9)までのいずれかに該当する場合は、指名停止措置はその該当する構成員にとどめ、他の構成員の指名停止は行わない。

(1) 第11の2の(2)の規定による辞退書(様式3の2)の提出がない場合であって、理由なく期日までに低入札調査資料の提出がないとき(誓約書、入札価格決定に際しての組織的意思

決定を示す挙証資料，積算内訳書，資材納入業者若しくは下請予定業者の見積書等低入札調査資料に添付すべき資料の添付がない場合又は添付すべき資料が不足する場合を含む。)又は事情徴取に応じないとき。

- (2) 低入札調査資料として提出された積算内訳書（以下「積算内訳書」という。）において，資材納入業者又は下請予定業者の見積書等に記載の見積金額未満の額で経費の積算が行われているとき。
- (3) 積算内訳書において，設計図書と異なる仕様で経費が計上されているとき。
- (4) 積算内訳書において，資材納入業者又は下請予定業者の見積書等に記載の仕様とは異なる仕様で経費の積算が行われているとき。
- (5) 積算内訳書において，直接工事費，共通仮設費，現場管理費若しくは一般管理費等の合計若しくはすべての経費の合計が誤っているとき又は入札時提出の工事費内訳書の記載内容と一致しないとき。
- (6) 積算内訳書において，直接工事費，共通仮設費，現場管理費又は一般管理費等の積算が項目別に行われていないとき。
- (7) 低入札調査中に指名停止措置要綱において指名停止の対象となる事案に該当し，契約を締結することが適当でないと判断される時。
- (8) 低入札者が，当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て，その工事を落札したとき。
- (9) その他，適正な契約の履行が行われぬおそれがあると認められるとき（低入札調査中に入札参加資格を喪失した場合又は市の契約の相手方とすることが著しく不適当であると判断された場合を含む。）。

2 指名停止措置を伴わない失格

審査会の審査の結果，次の（１）から（４）までのいずれかに該当するとされたときは失格とするが，指名停止措置は行わない。ただし，（１）に該当する場合は，審査会の審査を経ることなく，指名停止措置を伴わない失格とする。

- (1) 入札時に提出することとされている工事費内訳書の提出がないとき（工事費内訳書に直接工事費，共通仮設費，現場管理費及び一般管理費等の記載のない者，工事費内訳書の提出がなかったものとみなす。）。
- (2) 積算内訳書の直接工事費，共通仮設費，現場管理費又は一般管理費等の項目及び内容が土木工事標準積算基準又は公共建築工事共通費積算基準の項目及び内容と異なり，補正の結果，直接工事費，共通仮設費，現場管理費又は一般管理費等のいずれかの額が失格基準に該当するとき。
- (3) 低入札調査中に指名停止措置要綱第8条の規定により指名回避措置を受けたとき。
- (4) 調査基準価格以上，かつ，予定価格の制限の範囲内で入札した者から，当該入札に当たって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を，別の建設工事の競争入札の配置予定技術者として届け出て，その工事を落札したことの届出書（様式10）が提出されたとき。

第13 契約の締結

低入札者と契約締結する場合は，次の各号に掲げる事項を条件とし，工事請負契約書（以下

「契約書」という。)に特記事項(様式11)として添付する。

低入札者との契約において特記事項として取り扱われる条件は、次のとおりである。

- (1) 契約の保証の額は、通常請負代金額の10分の1以上が10分の3以上となること。
- (2) 主任技術者又は監理技術者とは別に、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を、専任で1名現場に配置する必要があること。
- (3) 前払金について、通常請負代金額の10分の4以内が請負代金額の10分の2以内となり、中間前金の支払は適用されないこと。
- (4) 契約不適合による履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償の請求ができる時期は、通常2年以内が4年以内となること。
- (5) 契約解除に伴う違約金の額は、通常請負代金額10分の1が10分の3となること。
- (6) 契約不適合責任期間中は、受注者において年1回の現地確認を行い、発注者への報告を義務付けること。

第14 監督体制の強化等

調査基準価格を下回る価格の入札で請負契約が締結された建設工事においては、高知県建設工事監督技術基準に準じて、重点監督として監督を実施する。施工計画書及び実際の施工が低入札調査時の提出資料等に基づき行われているかを確認することとし、必要に応じて、専任の監督職員を1名現場に配置し、重点監督業務や施工の実態調査を行う。工事監督等の結果、調査資料及び事情聴取の内容と施工の実態が異なることが原因で適正な工事施工がされなかった場合は契約違反行為と判断し、指名停止措置要綱により指名停止等の措置とする。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行する。

別表 1

低入札価格調査資料

調査項目	提出書類
(1) 当該価格により入札した理由	様式12
(2) 入札価格の詳細内訳書	任意様式※
(3) 下請予定者一覧表	様式13
(4) 手持ち工事の状況	様式14
(5) 対象工事の工事場所と入札者の事業所等との関連	様式15
(6) 対象工事に係る手持資材の状況	様式16
(7) 対象工事の資材購入先及び購入先と入札者との関係	様式17
(8) 対象工事に係る手持機械の状況	様式18
(9) 対象工事に係る機械のリース予定	様式19
(10) 対象工事に係る労務者の具体的供給見通し	様式20
(11) 対象工事に係る建設副産物の搬出地	様式21
(12) 過去に施工した公共工事名等及び工事実績	様式22
(13) その他参考となる事項	様式23
(14) 経営状況, 信用状態	必要に応じて発注者が調査又は調査対象者に資料の提出を指示

※入札価格の詳細内訳書について

・工事費内訳

市が示した設計書(内訳書, 明細書)の内容を適切に計上する。(工種, 数量, 単価, 金額)

・共通仮設費, 現場管理費, 一般管理費等については, 必要な経費を適切に計上する。一括計上は認めない。

別記（第6関係）

1 施工体制評価基準

品質確保の実効性の評価基準は別記1、施工体制確保の確実性の評価基準は別記2のとおりとし、減点指数の合計により、次のとおり「良」、「可」、「不可」の評価を決定する。

減点指数の合計が0のもの	「良」
減点指数の合計が6未満のもの	「可」
減点指数の合計が6以上のもの	「不可」

評価基準中の「標準積算基準」とは、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準をいい、経費項目の区分の適否は標準積算基準により評価する。

2 施工体制評価点

(1) 低入札者

低入札者の評価にあたっては、第11により提出された資料に基づき次のとおり配点する。

施工計画型における品質確保の実効性	「良」 12.5点 「可」 5点 「不可」 0点
〃 施工体制確保の確実性	「良」 12.5点 「可」 5点 「不可」 0点
企業評価型における品質確保の実効性	「良」 7.5点 「可」 3点 「不可」 0点
〃 施工体制確保の確実性	「良」 7.5点 「可」 3点 「不可」 0点

いずれも、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」（満点）の場合に、技術評価点の満点相当を施工体制評価点として配点する。品質確保の実効性、施工体制確保の確実性の「良」の評価点は、各々技術評価点の満点相当の2分の1となること。また、「可」は「良」の10分の4の配点とし、「不可」は0点とする。

(2) 低入札者以外の入札参加者

第11の資料の提出は求めず、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価は「良」（満点）として配点する。

3 評価の方法

(1) 総合評価落札方式一般競争入札における評価

施工体制確認型総合評価落札方式として、次のとおり施工体制評価を加算点に反映させ、技術評価点を決定する。

① 施工体制評価の加算点への反映（小数点第5位以下切捨）

開札時の加算点（仮）×（施工体制評価合計点÷施工体制評価点の満点）

② 施工体制確認型総合評価落札方式における技術評価点の算定

標準点+開札時の加算点（仮）×（施工体制評価合計点÷施工体制評価点の満点）
+ 施工体制評価合計点

別記 1

品質確保の実効性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 建設工事低入札価格調査制度事務処理要領工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未達の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（項目数を問わず、複数項目でも重複減点はしない。）	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

注 1 4及び5の「仕様」とは、設計図書で指定した工法又は製品をいう。

2 4は、下請等見積書ではA製品の見積である一方、B製品を使用した積算になっているような場合に該当する。

3 6は、積算根拠に関して書面上明確ではないが、低入札調査ヒアリングで確認できた場合をいう。たとえば、機材を使用する工事で、機材使用に関する経費の積算が書面上なく、ヒアリング時に減価償却済みの自社保有機材のため未計上であることが確認できたような場合に該当する。ただし、この場合でも、燃料代等の機材の稼動に直接必要な経費は直接工事費に計上されていなければならない。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

4 7及び9の「積算項目」とは、土木工事標準積算基準新土木工事積算大系における種別（レベル3）又は公共建築工事積算基準における科目に該当する項目をいい、各々の項目において設計金額と比較の上評価する。

5 8は、設計図書に積上計上された安全費の項目がない場合には、減点対象とはしない。

別記 2

施工体制確保の確実性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費等の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費若しくは一般管理費等の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費等の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず一般管理費等に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費等の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 3は、たとえば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する（この場合には、9にも該当してくることに注意。）。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

2 4の「安全訓練等に要する費用」（公共建築工事積算基準では「労務管理費」に含む。）とは現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用であり、「法定福利費」とは、現場従業員及び現場労働者に関する労働災害保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額である。

3 5の「記載内容が不明瞭な場合」とは、たとえば、「その価格により入札した理由」として「自社保有の機械が有効に活用できる。」（これは、「経費節減が図られた理由」に該当する。）と、「経費節減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能。」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。

4 10は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、下請予定業者の見積書において法定福利費が計上されていない等の場合をいう。

様式11

建設工事低入札価格調査制度に基づく特記事項

1 本契約においては、別添工事請負契約書を次のように読み替えるものとする。

(1) 第4条関係

第2項中「請負代金額の10分の1以上」を「請負代金額の10分の3以上」に読み替える。

第5項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

(2) 第35条関係

第1項中「請負代金額の10分の4以内」を「請負代金額の10分の2以内」に読み替える。

第2項、第3項は削除する。

第4項、第6項及び第7項中のカッコ書きは削除する。

第4項中「請負代金額の10分の4」を「請負代金額の10分の2」に読み替える。

第6項中「請負代金額の10分の5」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

第7項中「請負代金額の10分の5」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

(3) 第58条関係

第1項中「引き渡しを受けた日から2年以内」を、「引き渡しを受けた日から4年以内」に読み替える。

第2項中の設備機器本体等の契約不適合について、「検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで」を、「検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から2年が経過する日まで」に読み替える。

(4) 第56条関係

第2項中「請負代金額の10分の1」を「請負代金額の10分の3」に読み替える。

2 契約書第10条に定める主任技術者又は監理技術者とは別に、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する技術者を、専任で1名現場に配置しなければならない。

3 契約不適合責任期間中は、受注者において年1回の現地確認を行い、発注者に報告をしなければならない。